

大阪府立大学と相愛大学の教育研究活動の連携に関する協定書

(目的)

第1条 大阪府立大学と相愛大学(以下「両大学」という。)は、教育研究活動における連携及び交流を図り、相互の教育・研究の一層の推進を目的として、次のとおり協定を締結する。

(連携事業)

第2条 両大学が連携して行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 授業科目の相互履修及び単位認定を行うこと
- (2) 教員相互の学術交流を進めること
- (3) その他、両大学が必要と認めること

(事業の実施)

第3条 前条に規定する事業の実施及びそれに要する経費については、両大学が協議し、覚書その他の方法により定める。

(協定期間)

第4条 本協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、両大学のいずれかから協定終了の申し入れがない限り継続するものとする。

(その他)

第5条 本協定書の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、両大学が協議して定める。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、双方各1通を保有する。

平成20年8月6日

大阪府堺市中区学園町1-1
大阪府立大学
学 長 南 努

大阪府大阪市住之江区南港中4-4-1
相愛大学
学 長 高橋 乘宣

授業科目の相互履修及び単位認定に関する覚書

大阪府立大学と相愛大学(以下「両大学」という。)は、大阪府立大学と相愛大学の教育研究活動の連携に関する協定書第3条の規定に基づき、以下のとおり覚書を締結する。

(授業科目)

第1条 大阪府立大学の学生が履修し、単位修得できる授業科目は、相愛大学の人間発達学部栄養教諭免許に係る科目とする。

2 相愛大学の学生が履修し、単位修得できる授業科目は、大阪府立大学の総合リハビリテーション学部専門支持科目・専門科目とする。

3 第1項及び第2項に定める授業科目は、両大学が協議して定める。

(学生の受入)

第2条 大阪府立大学は、単位互換履修生(大阪府立大学学則の規定による特別聴講学生)として相愛大学の学生を受け入れるものとする。

2 相愛大学は、科目等履修生として大阪府立大学の学生を受け入れるものとする。

3 学生の受入人数は両大学が協議して定める。

(受入手続き等)

第3条 受入時期、受入のための手続き、受入決定の通知等は、両大学が協議して定める。

(授業料等)

第4条 受入学生の入学料、入学検定料及び授業料は、相互に不徴収とする。ただし、学外で実施する実習に要する授業料以外の経費は、学生が負担するものとする。

(成績の評価及び単位認定)

第5条 学生が履修する授業科目の成績の評価は、受入大学の定めるところによる。

2 学生が履修する授業科目の単位の認定については、両大学の定めるところによる。

(授業関係の通知)

第6条 休講、補講、教室変更、定期試験日程等の連絡は、授業科目を開設する大学が必要の都度学生に直接通知するものとする。

(有効期間)

第7条 本覚書は、締結の日から効力を生ずるものとし、両大学のいずれかから覚書終了の申し入れがない限り継続するものとする。

(その他)

第8条 本覚書の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、両大学が協議して定める。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、双方各1通を保有する。

平成20年8月6日

大阪府立大学
学長 南 努

相愛大学
学長 高橋 乘宣